鹿児島県公報

平成26年6月20日(金)第3018号



発 行 鹿 島 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- ○歳入の収納事務の委託
 - (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- ○森林病害虫等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令(森づくり推進課取扱い)1
- ○肥料の登録の有効期間の更新
- ○土地改良区の定款の変更の認可
- ○県営土地改良事業の計画の決定
- ○基本測量の実施

○肥料の登録

○公共測量の終了

- (食の安全推進課取扱い) 2
 - (食の安全推進課取扱い) 2 (農地整備課取扱い) 3
 - (農地整備課取扱い) 3

(商工政策課取扱い) 3

(商工政策課取扱い) 4

- (監理課取扱い)3
- (監理課取扱い) 3
- 告 公
- ○大規模小売店舗の新設に関する公告
- ○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告
 - 公安委員会公告
- ○警備員指導教育責任者講習 (新規·追加取得講習) 実施公告
- (生活安全企画課取扱い) 5

○警備業貴重品運搬警備業務2級検定実施公告

(生活安全企画課取扱い) 8

示

鹿児島県告示第696号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務 を次のとおり委託した。

平成26年6月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)別表第1総務部の表1の項に定 める保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

2 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号

社会福祉法人日本保育協会

3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

鹿児島県告示第697号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病 害虫等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

平成26年6月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

県全域

(2) 期間

平成26年8月1日から平成27年7月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び 枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。以下同じ。)の次 の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区 域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市, 鹿屋市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指 | 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡のうち 宿市, 西之表市, 垂水市, 薩摩川内市, 日置市, 曽 於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布 | 域 志市, 南九州市, 伊佐市, 姶良市, 薩摩郡, 出水郡, 姶良郡, 曽於郡, 肝属郡及び熊毛郡 (屋久島町口永 良部の区域を除く。)の区域

屋久島町口永良部及び大島郡の区

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理す る者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出 ることができる。

鹿児島県告示第698号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。 平成26年6月20日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎

च । ह्य पर	2 4 F I	7 / A o +	um yel a	um aki as		7 0 14 0	生 産 業 者	
登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は 名称	住 所
鹿児島	平成26年	平成32年	混合有	蒸製骨	窒素全量 3.0	その他の	サンテグ	曽於市末
県 肥 第	6月11日	6月10日	機質肥	粉 S U	りん酸全量23.0	制限事項	レ株式会	吉町南之
1306号			料	N		は公定規	社	郷158番地
						格のとお		
						り		

鹿児島県告示第699号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成26年6月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

275 V3. 225	更新後の	m w a A	開始の友			生 産	業 者
登録番	登録の有	肥料の種	肥料の名	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	A+ EC
号	効期限	類	称			名称	住 所
鹿児島	平成32年	炭酸カル	炭カル肥	アルカリ分55.0	その他の制限事項	株式会社	姶良市加
県肥第	7月16日	シウム肥	料		は公定規格のとお	南洲石灰	治木町港
1071号		料			ŋ	工業	町180番地
鹿児島	平成32年	炭酸カル	6炭酸苦	アルカリ分55.0	その他の制限事項	株式会社	姶良市加
県肥第	7月16日	シウム肥	土石灰	可溶性苦土 6.0	は公定規格のとお	南洲石灰	治木町港
1072号		料			ŋ	工業	町180番地

鹿児島県公報

鹿児島	平成32年	炭酸カル	10炭酸苦	アルカリ分55.0	その他の制限事項	株式会社	姶良市加
県肥第	7月16日	シウム肥	土石灰	可溶性苦土10.0	は公定規格のとお	南洲石灰	治木町港
1073号		料			ŋ	工業	町180番地

鹿児島県告示第700号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成26年5月9日付けで 蓬原土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年6月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第701号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び土層改良)西京南地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年6月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年6月23日から同年7月18日まで

3 縦覧場所

西之表市役所農林水産課

鹿児島県告示第702号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり 基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年6月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業の期間 平成26年7月25日から同年12月10日まで
- 3 作業の地域 南さつま市,三島村,錦江町,大和村,瀬戸内町及び徳之島町

鹿児島県告示第703号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、日置市長から平成25年8月16日鹿児島県告示第894号で告示した公共測量の実施は、平成26年2月28日終了した旨の通知があった。

平成26年6月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成26年6月20日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大

規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を,平成26年6月20日から4月以内に,鹿 児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年6月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ出水店

出水市今釜町800番

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び 住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者 株式会社ヤマサキ 代表取締役 山﨑幸蔵 出水市平和町466番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年2月4日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,316平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 46台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北側 13立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時

イ 閉店時刻 午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 1 箇所 店舗敷地南西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日

平成26年6月3日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成 26年6月20日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務 企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ る理由 (3)氏名及び住所(団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大 規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年6月20日から4月以内に、鹿 児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年6月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ国分 霧島市国分広瀬二丁目583番5 外8筆

- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦

鹿児島市南栄三丁目14番地 外3社 株式会社チョダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目39番8号

株式会社マックハウス 代表取締役社長 舟橋浩司

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社エーツー 代表取締役 杉山綱重

静岡市駿河区丸子新田317番地1

株式会社マツモトキョシ 代表取締役社長 松本南海雄

千葉県松戸市新松戸東9番地1

だいわインテリア有限会社 代表取締役 藤井廣明

薩摩川内市神田町10番12号

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦

鹿児島市南栄三丁目14番地 外3社

株式会社チョダ 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四丁目39番8号

株式会社マックハウス 代表取締役社長 白土孝

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邉孝男

千葉県松戸市新松戸東9番地1

だいわインテリア有限会社 代表取締役 藤井忠和

薩摩川内市東向田町9-18

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 変更前 株式会社タイヨー 午前9時

イ 変更後 株式会社タイヨー 午前7時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時30分から翌日の午前零時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から翌日の午前零時30分まで

- 3 変更年月日
 - (1) 2の(1)の株式会社チョダに係る変更 平成24年5月25日
 - (2) 2の(1)の株式会社マックハウスに係る変更 平成25年5月22日
 - (3) 2の(1)の株式会社エーツーに係る変更 平成22年10月31日
 - (4) 2の(1)の株式会社マツモトキョシに係る変更 平成24年4月1日
 - (5) 2の(1)のだいわインテリア有限会社に係る変更 平成22年4月30日
 - (6) 2の(2)及び(3) 平成26年5月31日
- 4 届出年月日

平成26年5月30日

公 安 委 員 会 公 告

警備員指導教育責任者講習(新規・追加取得講習)実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機

械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成26年6月20日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 講習に係る警備業務の区分
 - 法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習

平成26年8月4日(月)から同月8日(金)まで(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)

(2) 追加取得講習

平成26年8月7日(木)及び同月8日(金)(講習時間は,午前8時30分から午後5時まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室(鹿児島市新屋敷町16番)

- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習

受講申込日において, 次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に1の警備業務の区分(以下「3号」という。)の警備業務に従事した期 間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年 以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。)又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習 修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を 受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員

(1) 新規取得講習

10人(原則として,受付先着順とする。)

(2) 追加取得講習

5人(原則として,受付先着順とする。)

- 6 受講申込みの受付等
 - (1) 受付の期間及び時間帯

ア期間

平成26年6月30日(月)から同年7月4日(金)まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者 が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。) 1通

- イ 新規取得講習
 - (ア) 4の(1)のアに該当する者
 - a 3号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通
 - b 履歴書 1通
 - (イ) 4の(1)のイに該当する者
 - 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - (b) 4の(1)のウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - (エ) 4の(1)のエに該当する者
 - 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - (オ) 4の(1)のオに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (b) 4の(2)のウに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 3 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通
 - (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

- 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - 警備業務従事証明書 1通
 - 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法

受講者本人による申込み(受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認め ない。)

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書 に貼り付けて提出すること。

なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

その他

- (1) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備 業務に係る修了証明書を交付する。
- (2) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 問合せ先

本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話099-206-0110内線3032・3033) 又は一般社団法人鹿児島県警備業協会(電話099-224-4490) に行う こと。

警備業貴重品運搬警備業務2級検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする 者に対し、警備業貴重品運搬警備業務2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施 する。

平成26年6月20日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分
 - 貴重品運搬警備業務2級
- 検定の実施日時,実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時

平成26年9月20日(土)午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時 30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部(鹿児島市鴨池新町10番1号)

(3) 受検定員

30人(宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし,受付先着順とする。)

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車 両」という。) 並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合にお

ける応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 運搬中の現金, 貴金属, 有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合にお ける応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア期間

平成26年8月12日 (火) から同月22日 (金) まで(県の休日を除く。)

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規 則」という。)別記様式第1号の検定申請書(以下「検定申請書」という。) 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルの写真で,その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

- ウ 受検者の住所地を疎明する書面(県内に居住する場合に限る。) 1通
- エ 県内の営業所に属することを疎明する書面(県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。) 1 通
- (3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請(受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。)

6 検定手数料

16,000円(16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。)なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着(雨天時のみ)を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話099-206-0110内線3032・3033)に行うこと。